

ドリームエンジンネットワーク規約

(名 称)

第1条 本協議体はドリームエンジンネットワークと称する。

(目 的)

第2条 本協議体は、京都丹波地域において、ひとりでも多くの子どもたちに豊かな体験を提供することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議体の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 寄附しやすい仕組みを考える事業
- (2) 地域の子どもたちが豊かな体験を広げるためのお手伝い事業
- (3) 子どもたちにとって豊かな体験を提供する団体のお手伝い事業
- (4) 地域の豊かな体験を掘り起こす事業
- (5) その他協議体の目的を達成すべき事業の実施

(構 成)

第4条 本協議体は、第2条に定める目的に賛同する地域活動団体により構成する。

(活動区域)

第5条 本協議体の活動区域は、京都府内および周辺府県とする。

(役員)

第6条 本協議体に次の役員を置く。

理事 3名以上

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員は、構成員の互選により選出する。
- 4 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

代表 : 代表は本協議体を代表し、その運営を総括する。

副代表 : 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

- 5 代表及び副代表は役員互選とする。

(会 議)

第7条 本協議体の会議は、代表が召集し議長となる。

会議は、本協議体の事業を円滑に進めるため、企画・実施その他運営に必要な

業務を行う。

(事務局)

第8条 協議体には、その事務を円滑に推進するために、事務局を特定非営利活動法人テダスに置く。

(事業年度)

第9条 本協議体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(解散等)

第10条 本協議体が解散する等の場合、有する残余財産に関しては、本協議体の会議において議決した、目的が類する団体へ譲渡するものとする。

(規約の改正)

第11条 本協議体の規約改正は、会議出席者の過半数により改正することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本協議体の運営に必要な事項は、会議において定める。

<設立当初の構成団体>

特定非営利活動法人テダス

特定非営利活動法人芦生自然学校

特定非営利活動法人京都伝統工芸活動支援会「京都匠塾」

特定非営利活動法人グローアップ

るり溪ビートルアトラクション実行委員会

【附則】

本規約は平成27年12月1日から適用する。

本規約は令和3年3月24日から適用する。